

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2024 年度)

1. はじめに

(1)異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、①株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」という。)による環境社会配慮のためのガイドライン²(以下「環境社会配慮ガイドライン」という。)及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針³(以下「指針」という。)の遵守を確保するため、環境社会配慮ガイドライン及び指針の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、並びに②環境社会配慮ガイドライン及び指針の不遵守を理由として生じた国際協力銀行の出融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱(以下「異議申立手続要綱」という。)に基づく異議申立があった場合、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」という。)が独立・中立の立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促す等の活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

国際協力銀行の異議申立手続制度は、経済協力開発機構(OECD)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003 年 10 月より導入したものです。

国際協力銀行は、2003 年 10 月に施行した異議申立手続要綱(旧異議申立手続要綱)及びそれを改訂した株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行の同要綱を継承し、2012 年 7 月に異議申立手続要綱を制定しました。その後、2015 年 1 月の環境社会配慮ガイドライン改訂、2017 年 6 月の国際協力銀行の体制変更、2017 年 12 月の指針策定、さらに

¹「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/image/procedure02.pdf>

²「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/image/Environmental_Guidelines_2022.pdf

³「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/image/consultation02.pdf>

は 2022 年 5 月の環境社会配慮ガイドライン改訂等を踏まえて、随時、異議申立手続要綱の改訂を行ってきています。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められたとおり、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

2. 2024 年度活動報告

(1) 異議申立および調査結果等報告書の作成・公表

前年度(2023 年 4 月～2024 年 3 月)に受理し、2024 年 1 月 30 日に手続き開始の決定を行った以下の異議申立に関し、環境社会配慮ガイドライン遵守に係る調査を実施し、その結果につき 2024 年 6 月 24 日に経営会議に報告を行いました。当該調査報告書については、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認したうえで、2025 年 1 月 17 日に国際協力銀行のホームページに公開済です。

異議申立受理日:	2023 年 12 月 11 日
案件名:	イリハン LNG 受入基地事業
国名:	フィリピン共和国

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続要綱を掲載し、異議申立手続について説明して、制度の周知に努めるとともに、審査役のプロフィール等を掲載しています。

(3) 国際金融機関の異議申立制度等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続及びそれに従った審査組織が 30 年以上前から段階的に導入されており、その名称は機関によって様々ですが、最近では一般に独立アカウンタビリティ・メカニズム(IAM)と呼ばれるようになってきています。

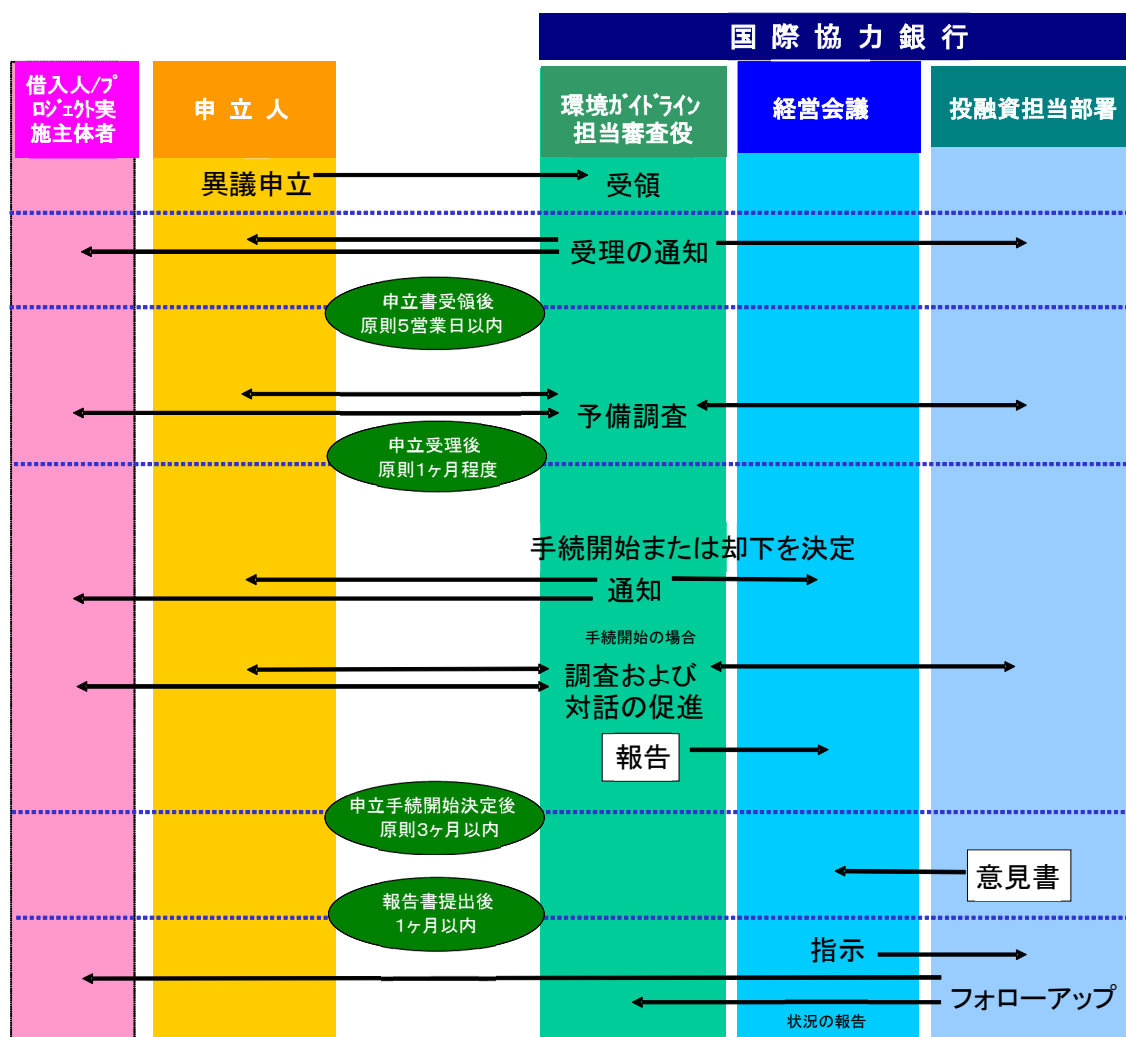
近年では、国際金融機関や二国間機関等の IAM 同士はいわゆる IAM ネットワークを形成し、2004 年から情報共有及び意見交換を行うための場として、IAM 年次会合を開催しています。その第 21 回会合が 2024 年 10 月にフィリピン共和国マニラにて、アジア開発銀行(ADB)主催で開催され、国際協力銀行からも審査役がオンライン参加しました。

会議においては、各 IAM からの活動報告及びテーマ毎のセッションが行われました。各 IAM の活動報告では、それぞれの異議申立件数・取扱案件の特徴・アウトリーチ活動等について報告が行われました。また IAM の方針・制度レビュー、紛争解決手続の課題、基準への適合性遵守審査等のテーマが議論されました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する情報の収集・共有及び意見交換を積極的に進めています。

参考:異議申立の手続

(1)手続の流れ



(2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(ホームページ) <https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/procedure.html>

申 立 書 例

年 月 日

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(a) 申立人氏名：

(b) 申立人の連絡先：

住所：

TEL：

FAX：

E-mail：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

住所：

TEL：

FAX：

E-mail：

プロジェクト実施主体への匿名を希望しますか (いずれかに○をする)

はい ・ いいえ

(c) 異議を申し立てる対象の案件

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(d) 申立人に対して生じた具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある被害

(e) 当該案件と被害との因果関係

(f) 申立人が期待する解決策

(g) プロジェクト実施主体との協議の事実

(h) 当行投融資担当部署との協議の事実

(i) 代理人を介して申立を行う場合には、代理人を介して申立を行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。

上記に加え、申立書には以下の情報を記載することが望ましい。

(j) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

(k) ガイドライン不遵守と被害との因果関係

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以 上